

【福祉貸付、医療貸付】

令和6年度物価高騰の影響を受けた施設等に対する
経営資金又は長期運転資金（以下「本資金」という。）の取扱いに係るQ&A

【目次】

1. 本資金のお手続きについて
Q1～Q3
2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について
Q4～Q16

1. 本資金のお手続きについて

Q1 本資金はどのような融資制度でしょうか。

A1 近年の物価高騰の影響により費用が増加した施設・事業において必要な経営資金・長期運転資金について通常のメニューから優遇して融資を行います。

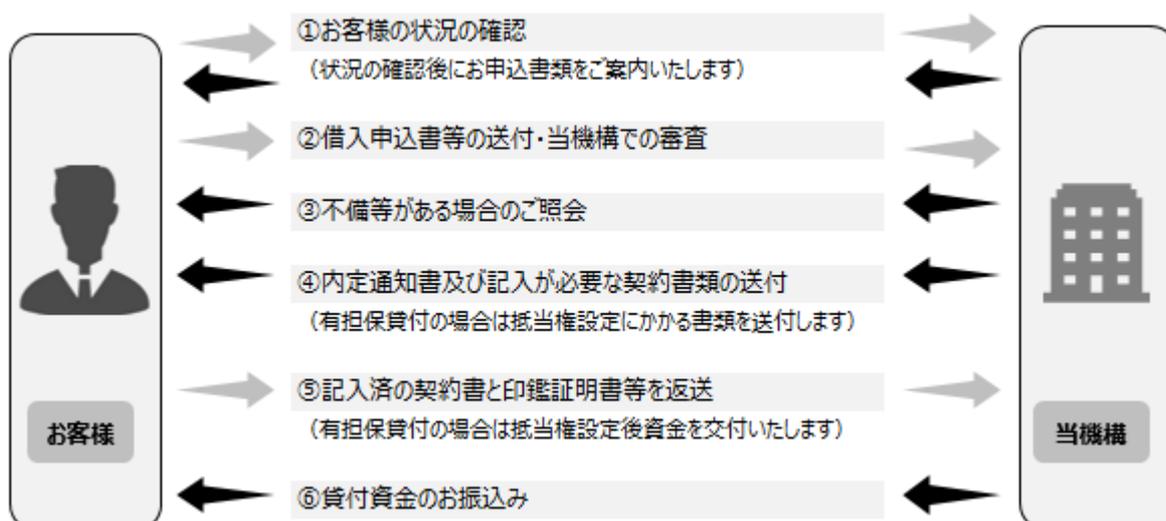
なお、所定の審査がございますので、物価高騰の影響による費用の増加や利益の減少（損失の増加）、今後の経営改善の見込、その他審査に必要な内容の確認が必要なお客様には、当機構からご連絡させていただく場合がございます。

Q2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A2 次の図のような流れになります。

有担保での貸付になるか、無担保での貸付になるかでお手続きの流れが若干異なるのでご注意ください。

なお、一度ご相談いただいたのちにお申込書をお渡しいたしますので、お申込みの前に必ずお電話にてご相談ください。



Q3 申込から融資実行までどのくらいの日数がかかりますか。

A3 できる限り速やかに融資の実行ができるように努めておりますが、現在、数多くのお客様から融資のご相談をいただいている状況であり、順番にご対応しております。

また、お客様の状況（財務収支・償還財源・担保等）に懸念が見受けられる場合、審査に時間を要することがあるため、必ずしも融資の実行の時期についてご希望に沿えない可能性がありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について

Q4 どのような場合に本資金の融資の対象となりますか。

A4 近年の物価高騰の影響により、事業利益（サービス活動増減差額、医業利益、営業利益など）が減少していること及び人件費や減価償却費等を除いた事業費用（サービス活動費用、医業費用、支出など）が増加していることが、前年同月等と比較し、確認できた場合が融資対象となります。

Q5 物価高騰の影響を受けた月はどの月でも良いのか。

A5 原則として、ご相談いただく月から起算して、直近1年以内であれば、任意の月を基準月としていただいて構いません。

Q6 融資額に上限はありますか。

A6 物価高騰の影響を受けた月と前年同月の人件費及び減価償却費等を除いた費用の増加額の2.4倍までを融資限度額とします。なお、前年同月が特殊事情により比較できない場合は、前々年同月と比較してください。（過去2年まで比較対象）

ただし、無担保での融資を希望される場合は500万円、有担保での融資を希望される場合は担保評価額の80%を融資限度額とします。

HP掲載の「事前相談資料」で、融資額の上限目安が算出できますので、借入申込前にご確認ください。

また、費用の増加額が確認できる資料（残高試算表等）の提出が必要になりますので、予めご用意ください。

Q7 算定基礎となる費用の増加額に関して、●%までなど制限を設けていますか。

A7 特段、制限を設けておりませんが、事業費用（サービス活動費用、医業費用、支出など）が増加していても事業利益（サービス活動増減差額、医業利益、営業利益など）が増加している場合は本融資の対象となりません。

Q8 施設・事業の開業から1年未満ですが、本資金の融資対象となりますか。

A8 本資金は、開業から間もない場合のいわゆる新規開業資金への使用はできません。

原則、開業から1年以上経過し、決算期を迎えている必要があります。

Q9 本資金の使途に制限はありますか。

A9 本資金は物価高騰の影響を受けて費用が増加した結果、一時的に資金繰りが悪化した場合の補てん等に充てる資金となりますので、既往借入金の繰上返済や借換資金、人件費への流用、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等定められた使途以外に使用したことが確認された場合、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがありますのでご注意ください。

Q10 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受けることはできますか。

A10 融資限度額の範囲内であれば、再度、融資をお申込みいただくことは可能です。

ただし、再度、お申込みをいただいた時点におけるお客様の状況で審査を行うため、一定期間のお時間をいただくことや融資実行済の使用用途を確認する場合がありますので、予めご承知おきください。

Q11 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合、改めて申込書は必要ですか。

A11 再度、融資のお申込みをいただく場合は改めて借入申込書一式を郵送によりお申込みください。

Q12 過去に新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ融資」という。）の融資を受け、現在、残高が残っている状況ですが、本資金の融資を受けることはできますか。

A12 お問い合わせの状況であっても本資金のお申込みは可能ですが、今回の審査において過去の融資の返済状況等を確認させていただくため、融資をお断りする場合や借入申込額の減額をお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。

Q13 連帯保証人は必要ですか。

A13 保証人不要制度がご利用いただけますが、借入申込者の状況を審査した結果、保証人不要制度を利用できない場合もございますので、ご承知おきください。

なお、保証人不要制度の利用にあたっては、福祉貸付事業に係るお申し込みについては0.05%を、医療貸付事業に係るお申し込みについては0.15%が通常の貸付利率に上乗せされます。

Q14 借入申込は法人単位となりますか。

A14 原則、施設・事業単位での借入申込となります。

ただし、法人全体でのご返済が可能かどうか確認をいたしますので、法人全体でご返済が可能な範囲に減額していただく場合がございます。

Q15 借入返済の途中で繰り上げて返済することはできますか。

A15 借入金の返済期限前に返済予定を繰り上げて借入金の一部または全部を返済することは可能です。

その場合、繰上償還に伴う弁済補償金が発生しますので、予めご承知おきください。

※弁済補償金について

固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、当機構が将来得られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を財源として再運用（貸付）する場合にその時点での金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契約に基づき合理的に算出された金額（将来の元利金の現在価値に対して繰り上げ償還元金だけでは不足する金額）を弁済補償金としてお客様にご負担いただくものです。

Q16 本資金の融資に当たって、団体信用生命保険特約制度へ加入できますか。

A16 一定の要件を満たせば加入していただくことができます。

この制度に加入された場合、万が一融資を受けた方が死亡または高度障害の状態になられたときは、一定額（1億円）を限度に借入金と保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。

同制度の詳細については、「外部リンク：公的財団法人社会福祉振興・試験センター」をご覧ください。